

利 用 案 内

利用契約書・重要事項説明書・個人情報利用同意書



医療法人 上善会
介護老人保健施設 聖紫花の杜

電 話 (0980) 83-5898

FAX (0980) 83-5830

聖紫花の杜（介護予防）通所リハビリテーション利用契約書

____様(以下「利用者」という。)と医療法人上善会(以下「事業者」という。)は、事業者が提供する通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーションサービス又は介護予防通所リハビリテーションサービスを提供します。

(契約期間)

第2条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

((介護予防)通所リハビリテーション計画の作成)

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画又は介護予防居宅サービス計画の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した(介護予防)通所リハビリテーション計画を作成します。

2 (介護予防)通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者に説明し同意を得た上で、交付します。

3 事業者は、(介護予防)通所リハビリテーション計画の実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者に説明します。

(提供するサービスの内容及びその変更)

第4条 事業者が提供するサービスの内容は、「重要事項説明書」に定めるとおりです。

2 利用者は、いつでもサービス内容の変更を申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が居宅サービス計画又は介護予防居宅サービス計画の範囲内であって、契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

3 事業者は、利用者が居宅サービス計画又は介護予防居宅サービス計画の変更を希望する場合は、速やかに担当の介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

(利用者負担金)

第5条 利用者は、事業者からのサービスの提供を受けたときは、重要事項説明書の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。

2 利用者負担金及び支払方法は、重要事項説明書のとおりです。

(利用料の変更)

第6条 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

(利用料の滞納)

第7条 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を1か月以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、10日以内の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 事業者は、前項の催告をした場合には、利用者の居宅サービス計画又は介護予防居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等と利用者の日常生活を維持する見地から、必要な協議を行うものとします。

3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

(利用者の解約権)

第8条 利用者は、7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解除できます。

- (1) 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとししない場合
- (2) 事業者が、第12条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業者の解約権)

第9条 事業者は、次に該当する場合は、文書により30日間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

- (1) 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合
- (2) 事業者は、前項によりこの契約を解除する場合には、担当の介護支援専門員等に連絡を取り、解約

後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

(契約の終了)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- (1) 第2条第2項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
- (2) 第8条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ予告期間が満了した場合
- (3) 第6条もしくは第8条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
- (4) 第7条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合
- (5) 第9条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- (6) 利用者が介護保険施設へ入所した場合
- (7) 利用者の要介護状態区分が自立となった場合
- (8) 利用者が死亡した場合

(損害賠償)

第11条 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。

2 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。

3 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

(守秘義務)

第12条 事業者及び事業者の従業員は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。

2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の、利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者家族の個人情報を用いません。

4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(苦情処理)

第13条 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスの苦情がある場合は、重要事項説明書に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。

3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録の作成及び保存)

第14条 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し完結の日から5年間保存します。

- 2 利用者及び利用者の後見人(必要に応じ利用者の家族を含む)は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。
- 3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業所等へ、第1項の記録の写しを交付することができるものとします。

(契約外条項)

第15条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

以上のとおり、(介護予防)通所リハビリテーションに関する契約を締結します。

上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が署名・押印の上それぞれ1部ずつ保有します。

個人情報保護利用同意書

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族に関する個人情報の利用目的を次のとおり定め、適切に取り扱います。又正当な理由なく第三者に漏らしません。但し例外として次の各号については法令上、介護関係事業者が行なうべき義務として明記されていることから、情報提供を行なう事とします。

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

- 一 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- 二 上記の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- 三 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。

2 個人情報の提供

- 一 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- 二 主治医、病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）
- 三 行政機関へ情報提供が必要な場合
- 四 家族等への心身状況の説明
- 五 介護保険事務
（審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答）

3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

- 一 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
- 二 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

利用申込書

令和 年 月 日

(利用者)

私は、この契約内容に同意しサービスの利用を申し込みます。また私は第12条第3項に定める利用者の個人情報及び個人情報同意書の内容を確認し、その使用について同意します。

利 用 者 住所.....

氏名.....(印)

電話.....

(利用者の家族等（連帯保証人）)

私は、第12条第3項に定める利用者の家族の個人情報及び個人情報同意書の内容を確認し、その使用について同意します。

住所.....

氏名.....(印)

電話.....携帯電話.....

※行事・ボランティア公演等の広報誌等掲載への撮影について

同意される場合はチェックをお願いします。 ☐

(緊急時等連絡先)

住所.....

氏名.....

電話.....携帯電話.....

(主治医)

病院名.....

医師名.....

電話番号.....

(事業者) 私は、利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任をもって行います。

事業者 所在地 石垣市字新川 2127番地の2

法人名 医療法人 上善会

理事長 東上 震一 (印)

※利用申込書は管理番号29番、利用案内（利用契約書・重要事項説明書・個人情報利用同意書）と一対。